

郵便料の現金予納等についてのお願い

福岡地方裁判所本庁

地方裁判所（※）の事件に関する郵便料の納付については、これまでの「郵便切手を窓口提出する方法」に替えて、

- ①〔窓口納付〕現金を裁判所の会計窓口へ納付する方法
 - ②〔銀行振込〕現金を裁判所の口座へ振り込む方法
 - ③〔電子納付〕インターネットを利用して電子納付する方法
- を御利用いただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

※ 現在のところ、簡易裁判所の事件については①～③の方法はご利用いただけません（郵便切手での納付をお願いします）。

メリットについて

上記①～③の納付方法を利用すると、次のようなメリットがあります。

- 納付する際に郵便切手の内訳を考慮する必要がありません。
- 書類を提出された際に、郵便切手の確認でお待ちいたしません。
- 裁判が終われば、残額は保管金提出書で申請された口座に自動的に振り込まれるため、返還に際して裁判所に出向いていただく必要がありません。

窓口納付

裁判所の出納課保管金係の窓口へ現金を持参する方法です（手数料は不要です）。

銀行振込

銀行振込には、次の2つの方法があります。

- 1 裁判所の当座預金口座へ振り込む方法（振込手数料が必要です）
- 2 裁判所の保管金を取扱う日本銀行の支店又は一般代理店の窓口へ現金を持参する方法（手数料は不要です）

※ 窓口納付、銀行振込の手続については、別添資料「**窓口納付・銀行振込について**」をご覧ください。

電子納付

※ 電子納付については、別添資料「**保管金の電子納付について**」をご覧ください。

なお、郵送を御希望の方は、保管金提出書を送付しますので、返送用封筒に84円切手を貼って提出をお願いします。

問合せ先：福岡地方裁判所出納課保管金係（代表）092-781-3141

窓口納付・銀行振込について

窓口納付

裁判所の出納課保管金係の窓口で現金を納付する方法

- ① 訴状提出後，受付窓口で翌開庁日の午後に保管金提出書をお渡します。
郵送を御希望の方は保管金提出書を送付しますので返信用封筒に84円切手を貼って併せて提出をお願いします。
- ② 保管金提出書，印鑑及び現金を準備し，当庁出納課保管金係で保管金納付の手続をお願いします。

銀行振込

1 裁判所の当座預金口座へ振り込む方法（振込手数料が必要）

- ① 訴状提出後，受付窓口で翌開庁日の午後に保管金提出書及び振込依頼書（3枚組）をお渡しします。
郵送を御希望の方は，保管金提出書及び振込依頼書（3枚組）を送付しますので，返信用封筒に84円切手を貼って併せて提出をお願いします。
- ② 金融機関に対し，振込依頼書（3枚組）に現金を添えて提出してください（振込依頼人名は保管金提出書の提出者名と同一に限ります）。
- ③ 金融機関から，「取扱店領収印」のある保管金受入手続添付書（裁判所提出用）及び振込金（兼手数料）受取書（依頼人保管用）を受領します。
- ④ 必要事項を記入した保管金提出書及び③で受領した保管金受入手続添付書（裁判所提出用）を，当庁の出納課保管金係に提出してください（郵送可）。

2 日本銀行の支店又は代理店に現金を納付する方法

- ① 訴状提出後，受付窓口で翌開庁日の午後に保管金提出書をお渡しします（郵送可）。
- ② 裁判所の出納課保管金係で，日本銀行納付用の「保管金振込書・保管金領収証書」（2連式）の交付を受け，その用紙に現金を添えて，お近くの日本銀行の支店又は日本銀行代理店の窓口へ提出してください。
- ③ 金融機関から，「取扱店領収印」のある保管金領収証書を受領します。
- ④ 必要事項を記入した保管金提出書及び③で受領した保管金領収証書を，当庁の出納課保管金係に提出してください（郵送可）。以上



保管金の電子納付について

福岡地方裁判所保管金係

便利になる点

保管金提出書の提出は不要になります。

電子納付をした保管金については、保管金提出書を裁判所へ提出する必要はありません。

電子納付をする場合には、原則として手数料がかかりません。

電子納付では手数料が不要です（ただし、取扱金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）

あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどにより残金が還付される場合、あらかじめ利用者登録の際に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

電子納付の流れ

まず利用者登録(事前登録)をしてください。

利用者登録申請書は、裁判所窓口（出納課保管金係）にもご用意しています。申請書に必要事項を記入して、郵送もしくは窓口へ直接提出してください。

「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

※この「利用者登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。

電子納付を希望する旨を教えてください。

裁判所手続の申立書等に電子納付する旨を記載し、併せて「利用者登録コード」を付記してください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用して、原則として24時間365日いつでも電子納付をすることができます。その際には、お渡しした保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

※ゆうちょ銀行、福岡銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行等のPay-easy（ペイジー）対応のATMでご利用できます。

（Pay-easy（ペイジー）についての詳しい内容は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。）

ペイジーマーク
このマークのある金融機関の

保管金提出書（一部）

以下の欄には収納機関番号、納付番号、確認番号が印刷されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

収納機関番号	納付番号	確認番号	登録コード
--------	------	------	-------

収納機関番号、納付番号、確認番号
電子納付をするためには、これらの番号が必要に

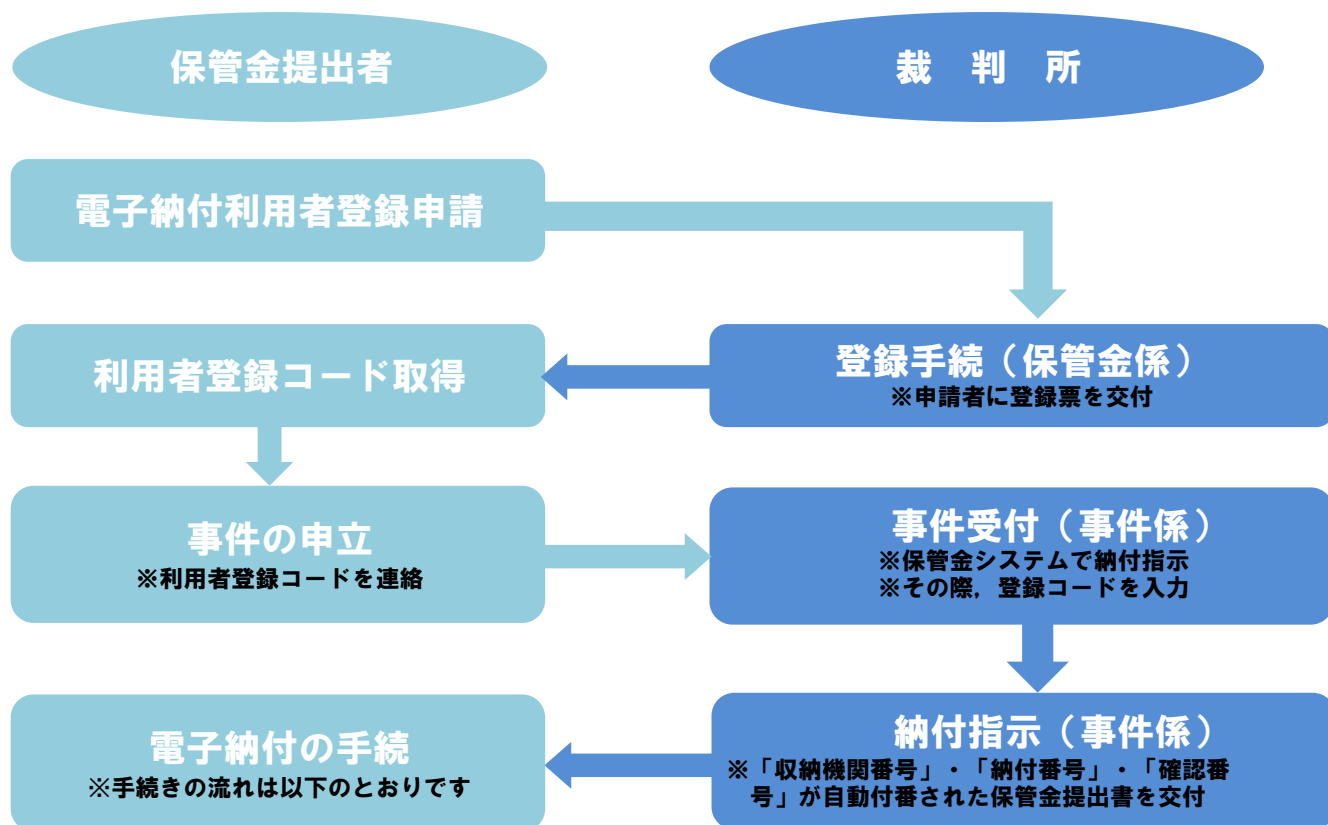
窓口納付にも使えます

利用者登録した情報は、現金納付や当座納付にも使えます。

保管金提出書の記入の手間を省けます。

※現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は、電子納付によることができません。

電子納付のイメージ



電子納付の手続の流れ

